

令和3年第1回

おいらせ町議会定例会

予算特別委員会

記録第1号

おいらせ町議会 令和3年予算特別委員会記録

おいらせ町議会 令和3年予算特別委員会記録第1号				
招集年月日	令和3年3月10日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和3年3月10日 午後 3時05分 委員長宣告			
延 会	令和3年3月10日 午後 5時51分 委員長宣告			
出席委員	氏 名		氏 名	
	佐々木 勝		澤 上 勝	
	馬 場 正 治		澤 上 訓	
	木 村 忠 一		田 中 正 一	
	日野口 和 子		平 野 敏 彦	
	沼 端 務		吉 村 敏 文	
	澤 頭 好 孝		柏 崎 利 信	
	西 館 芳 信		學 山 忠	
	西 館 秀 雄			
欠席委員	松 林 義 光			
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	泉 山 裕 一	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	赤 坂 千 敏	事 務 局 次 長	高 橋 勝 江
	主 任 主 査	袴 田 光 雄		

事 件 題 目	1 議案第29号 令和3年度おいらせ町一般会計予算について
	2 議案第30号 令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について
	3 議案第31号 令和3年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について
	4 議案第32号 令和3年度おいらせ町公共下水道事業特別会計予算について
	5 議案第33号 令和3年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計予算について
	6 議案第34号 令和3年度おいらせ町介護保険特別会計予算について
	7 議案第35号 令和3年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について
	8 議案第36号 令和3年度おいらせ町病院事業会計予算について
	…………以下余白…………

発 言 者	発 言 者 の 要 旨
事務局長 (赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
西館委員長	ただいまの出席委員は14名です。 (吉村敏文委員不在、松林義光欠席) それでは会議に入ります。 一言ご挨拶申し上げます。 先般、予算特別委員長の選任に同意いただきました西館芳信です。 ご案内のように、予算特別委員会は、町の1年間の執行予算を審査する大変重要な委員会であります。 議事進行につきましては、各委員の何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。
西館委員長	質疑に入る前に、委員各位にお願いします。 予算特別委員会の円滑な議事運営を図るため、 1、質疑の趣旨は明確にすること。 2、質疑の際は「何ページの〇〇の件について」と、議題に沿って質疑すること。 3、対象の款の区分では、質疑は3回までとします。 4、対象の款の区分の質疑の回数が4回に満たない場合であっても、他の議員が質疑を行った場合、再び質疑することできません。 5、関連質疑は最小限度に止めること。なお、意見を付しても結構です。 6、議題以外の発言または関連質疑が多岐にわたったときは、発言を禁止します。 このことを再度確認していただき、予算特別委員会の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。 すみません、4番で4回と言ったそうです。3回に訂正いたします。申し訳ございません。 (開会時刻 午後3時05分)
西館委員長	それでは、当委員会に付託されました議案第29号から第36号までの8議案

財政管財課長  
(岡本啓一君)

のうち、議案第29号、令和3年度おいらせ町一般会計予算についてを審査いたします。

当局の説明を求めます。

財政管財課長。

それでは、議案第29号についてご説明いたします。

議案書は、154ページから163ページになります。

本案は、歳入歳出予算の総額を99億2,500万円と定めるもので、前年度と比較しますと2億4,970万円、2.5%の減となっております。

162ページをご覧ください。

第2表地方債は、16件の事業につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるもので、限度額の合計については6億3,214万7,000円としております。

それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。別冊の令和3年度一般会計予算に関する説明書をご用意ください。

まず、歳出の主な内容をご説明いたします。

こちらの、40ページをご覧ください。

2款1項5目財産管理費の24節公共施設整備基金積立金8,761万8,000円は、小中学校のエアコン整備に伴うキュービクルの改修に向け、県核燃料物質等取扱税交付金を原資に充て、積立てを行うものです。

43ページをご覧ください。

2款2項1目企画総務費の12節聖火リレー中継イベント運営業務委託料443万3,000円は、東京オリンピック聖火リレーが当町を通過する際のミニセレブレーション実施経費として計上するものです。

46ページをご覧ください。

2款2項2目町活性化対策費の18節まちづくり活動支援事業助成金500万円は、現在のハートピア助成金について制度見直しに伴い名称を変更した上で計上するものです。

48ページをご覧ください。

2款2項5目定住促進対策費の18節定住促進助成金1,000万円は、本年3月31日のおいらせ町定住促進条例の失効に伴い、経過措置対応分として計上するものです。

記載が次のページになりますが、甲洋、下田小学校区子育て世代定住助成金720万円は、新たに創設する定住助成金として計上するものです。

54ページをご覧ください。

令和3年度に任期満了に伴い執行が予定されております選挙経費として、2款5項3目衆議院議員選挙費計1,607万5,000円及び4目町長選挙費計1,294万1,000円をそれぞれ計上するものです。

59ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費の27節国民健康保険特別会計繰出金2億2,679万8,000円は、令和3年度特別会計予算の編成に伴い計上するものです。

61ページをご覧ください。

3款1項2目障害者(児)福祉費の19節障害者給付費等4億3,807万2,000円は給付見込みにより計上するものです。

62ページをご覧ください。

3款1項3目高齢者福祉費の18節後期高齢者医療療養給付費負担金1億7,975万9,000円は、青森県後期高齢者医療広域連合の試算により計上するものです。

63ページに移ります。

27節介護保険特別会計繰出金4億660万6,000円及び後期高齢者医療特別会計繰出金7,434万5,000円は、令和3年度特別会計予算の編成に伴い計上するものです。

3款1項4目住民対策費の12節苦情処理等委託料145万8,000円は、主にスズメバチの巣の駆除、道路上の犬猫等死骸処理に要する経費として計上するものです。なお、民地のスズメバチの巣については、令和3年度は従来どおり町民からの駆除要請に対応することとし、今後段階的削減を検討することとした旨、ご報告いたします。

65ページをご覧ください。

3款1項6目福祉施設管理運営費の14節老人福祉センター修繕工事費2,319万2,000円及び福祉プラザ修繕工事費1,791万7,000円は、施設老朽化に対応し長寿命化を図るため、屋根、外壁塗装工事費等をそれぞれ計上するものです。

66ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費の17節庁用器具費300万円は、子ども家庭総合支援拠点の令和4年度開設に向け、必要な備品を調達するため計上するものです。

67ページに移ります。

19節の子ども医療助成費5,947万8,000円は、さきの12月定例会におきまして時限措置規定を廃止した中学生以下を対象とした町独自の医療費助成に要する経費として計上するものです。

3款2項2目児童措置費の19節子どものための教育・保育給付費13億478万4,000円及び子育てのための施設等利用給付費332万6,000円は、幼保無償化の経費として計上するものです。なお、第3子副食費給付費459万円は、町独自の施策経費として計上するものです。

70ページをご覧ください。

4款1項2目予防費の12節新型コロナウイルスワクチン接種用コールセンター等業務委託料2,000万円は、接種への問合せ、受付対応等の業務を委託する経費として計上するものです。

75ページをご覧ください。

4款2項1目清掃総務費の18節十和田地域広域事務組合し尿等処理費負担金1,795万1,000円は、十和田地区環境整備事務組合の解散及び当該事務の十和田地域広域事務組合への事務統合により計上するものです。なお、十和田市し尿等処理費負担金545万7,000円は、し尿浄化槽汚泥の共同処理のため、十和田市に対する負担金として計上するものです。

76ページをご覧ください。

4款4項1目病院費の18節病院事業会計医業収益他会計負担金4,427万円、医業外収益他会計補助金2,901万4,000円、医業外収益他会計負担金6,988万2,000円及び資本運営費負担金998万円は、公営企業繰出基準に該当する経費として、病院事業会計への繰出金として計上するものです。

なお、八戸圏域連携中枢都市圏医師派遣事業費負担金568万8,000円は、おいらせ病院が十和田市立市民病院から医師派遣を受けるための経費として計上するものです。（不規則発言あり）

失礼いたしました、言い直します。568万8,000円は、おいらせ病院が八戸市立市民病院から医師派遣を受けるための経費として計上するものです。

82ページをご覧ください。

6款1項5目農地費の12節県営上谷地地区通作条件整備事業調査計画業務委託料650万円は、県営事業による上谷地地区の既設農道の機能保全及び機能強化対策のため令和4年度の県営事業採択に向け計上するものです。

83ページに移ります。

18節の県営上谷地中堤地区ため池等整備事業費負担金208万円は、県営事業により上谷地中堤の改修を複数年にわたり行うもので、来年度は地質調査、用地測量、設計にかかる町負担分として計上するものです。

また、27節農業集落排水事業特別会計繰出金6,362万3,000円は、令和3年度特別会計予算の編成に伴い計上するものです。

84ページをご覧ください。

6款1項7目農村環境改善センター運営費の14節、農村環境改善センター照明灯LED化工事費495万円は、設備老朽化に伴い改修を行うため計上するものです。

86ページをご覧ください。

6款3項1目水産業総務費の18節水産多面的機能発揮対策事業費負担金150万円は、ホッキ貝など水産資源の確保に向け漁場の海底耕うん等を実施するための町負担分として計上するものです。

また、百石漁港漁具施設維持補修事業費補助金380万円は、議案第17号にて町から百石町漁業協同組合への財産譲渡が決定しました百石漁港漁具施設倉庫等の維持補修工事費に対し助成するため計上するものです。

89ページをご覧ください。

7款1項3目観光費の18節町観光団体支援事業費補助金1,360万円は、町観光協会が実施する観光イベント経費に対し助成するため計上するものです。

92ページをご覧ください。

8款2項1目道路橋りょう維持費の14節町道維持補修工事費8,000万円は、町内道路施設の維持管理補修への対応として計上するものです。

93ページに移ります。

8款2項2目道路橋りょう新設改良費の14節町道整備工事費5,000万円は生活関連道の整備費として、町道舗装補修工事費（事業債）1,320万円は鵜久保薬師線舗装補修事業の地方債活用分として、また町道舗装補修工事費（事業債付帯分）1,000万円は鵜久保薬師線の側溝改修分として、それぞれ計上するものです。

また、16節土地改良費4,239万2,000円は、住吉町線整備事業等に係る道路用地購入費として計上するものです。

21節立木等補償費7,889万8,000円は、住吉町線整備事業に係る建物などの移転料を補償するため計上するものです。

8款2項3目除雪対策費の12節除雪作業委託料9,000万円は、町道などの除雪作業を委託するため計上するものです。なお、近年の傾向を踏まえまして、今年度当初予算と比較し4,000万円の増額としております。

94ページをご覧ください。

8款3項1目都市計画総務費の12節立地適正化計画策定業務委託料569万8,000円は、将来の土地利用計画等の検討のため計画策定業務の委託分として計上するものです。

8款3項2目公共下水道費の27節公共下水道事業特別会計繰出金6億3,273万8,000円は、令和3年度特別会計予算の編成に伴い計上するものです。



99ページをご覧ください。

9款1項2目消防施設費の14節百石第6分団拠点施設塗装工事費175万円は、川口地区の百石第6分団屯所の施設老朽化に対応し、長寿命化を図るため計上するものです。

100ページをご覧ください。

9款1項3目災害対策費の12節津波浸水想定区域等検討業務委託料180万円は、県の津波浸水想定区域更新に伴い町津波ハザードマップ更新に向け計上するものです。

22節県費返還金756万1,000円は、東日本大震災復興推進基金の県補助金分に係る精査のため計上するものです。

106ページをご覧ください。

10款2項1目学校管理費の12節小学校ICT支援員業務委託料198万円は、GIGAスクールなど急速なICT化を支援するためタブレット端末の操作説明や、軽微なメンテナンス等を委託するため計上するものです。

107ページに移ります。

10款2項3目学校建設費の12節小学校空調設備整備工事実施設計委託料1,547万6,000円は、町内各小学校普通教室のエアコン整備に向け計上するものです。なお、同じ12節に経常しております小学校工事関連設計単価入替作業委託料、小学校トイレ改修工事管理業務委託料及び14節小学校トイレ改修工事費など、小学校トイレ洋式化に係る関連予算につきましては、国の補助採択及び町の予算編成作業日程の関係上、令和2年度補正予算にも同じ内容を計上しておりますが、その後令和2年度の繰越事業としての補助採択が決まったことに伴いまして、この令和3年度予算に経常した分につきましては不用となりますので、今後の補正予算に減額する旨、ご了承お願いいたします。

108ページをご覧ください。

10款3項1目学校管理費の12節中学校ICT支援員業務委託料118万8,000円は、小学校と同様にGIGAスクールなど急速なICT化を支援するため計上するものです。

109ページに移ります。

18節の修学旅行キャンセル料等補助金1,040万円は、新型コロナの影響により中止となった場合における中学校修学旅行のキャンセル料に対し助成するため計上するものです。

10款3項3目学校建設費の12節木ノ下中学校講堂改築工事実施設計委託料4,299万9,000円、地質調査委託料718万3,000円及び測量調査設計委託料1,368万4,000円につきましては、木ノ下中学校の講堂改

築に向けてそれぞれ計上するものです。

また、中学校空調設備整備工事実施設計委託料928万6,000円は、町内各中学校普通教室へのエアコン整備に向け計上するものです。

114ページをご覧ください。

10款4項6目文化財保護費の14節民具ふれあい館屋根外壁等塗装工事費269万8,000円は、施設老朽化に対応し長寿命化を図るため計上するものです。

118ページをご覧ください。

10款5項2目体育施設の14節いちょう公園グラウンドフェンス改修工事費323万4,000円は、老朽化に対応し改修するため計上するものです。

120ページをご覧ください。

12款1項1目元金の22節町債償還元金10億4,433万8,000円は、町債として借り入れた資金の償還元金分として計上するもので、また121ページの2目利子の22節町債償還利子4,482万1,000円は、町債の償還利子分として計上するものです。

主な歳出の説明は以上です。

これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。

ページが前に戻りまして、5ページをご覧ください。

5ページは町民税です。

1款1項町民税は計10億5,987万3,000円を計上し、前年度との比較で6,079万8,000円の減額を見込んでおります。

6ページをご覧ください。

1款2項固定資産税は計11億2,310万2,000円を計上し、前年度との比較で2,964万1,000円の減額を見込んでおります。

1款3項軽自動車税は計8,649万7,000円を計上し、前年度との比較で256万9,000円の増額を見込んでおります。

7ページに移ります。

1款4項町たばこ税は1億9,068万2,000円を計上し、前年度との比較で675万2,000円の減額を見込んでいます。

9ページをご覧ください。

6款1項法人事業税交付金は、国の積算を参考に1,200万円を見込み計上しております。

7款1項地方消費税交付金は4億5,300万円を計上し、前年度との比較で6,300万円の減額を見込んでいます。推計に当たり、コロナ禍の影響を踏まえた国の地方財政計画を参考としたものです。

11ページをご覧ください。

11款1項地方交付税は計32億3,739万円を計上し、前年度との比較で1億3,057万6,000円の増額を見込んでいます。推計に当たり、全国的な地方税減収に対応し、地方自治体の財源を確保するとして国の地方財政計画を参考としたものです。

16ページから22ページまでの15款国庫支出金と16款県支出金は、歳出予算における対象事業費に応じた見込額を計上しております。

少し飛びまして、24ページをご覧ください。

17款2項1目不動産売払収入の1節土地建物売払収入970万4,000円は、洋光台団地の売却収入を見込み計上しております。

18款1項1目一般寄附金の2節ふるさと応援寄附金は1,800万円を計上しております。令和2年度の状況を踏まえ、前年度との比較で300万円の増額を見込んでいます。

25ページに移ります。

19款2項1目財政調整基金繰入金は、歳入歳出予算の一般財源調整により1億7,000万円を計上し、前年度との比較で2億9,000万円の減額となります。なお、令和3年度末の基金残高は、現時点における予算ベースの見込みでは10億9,563万6,000円と算定しております。

2目ふるさと応援寄附基金繰入金は、基金充当経費の精査により2,148万円を計上し、前年度との比較で1,164万4,000円の増額となります。

6目東日本大震災復興推進基金繰入金は1,204万3,000円を計上しております。歳出の9款1項3目災害対策費における県費返還金に充当するため、前年度との比較で526万4,000円の増額となります。

26ページをご覧ください。

19款2項7目まちづくり活動支援事業基金繰入金は500万円を計上しております。現在のハートピア基金が、条例改正により基金名称が変更となり、歳出の2款2項2目町活性化対策費におけるまちづくり活動支援事業助成金に充当するものです。

31ページをご覧ください。

22款1項町債は計6億3,214万7,000円を計上し、前年度との比較で1億5,324万7,000円の増額となっております。臨時財政対策債をはじめ、16事業について借入れを予定しております。

主な歳入の説明は以上です。

ページが後ろに飛びまして、123ページから129ページをご覧ください。

こちらは、給与費明細書になります。給与費明細書は、本予算案における町の

	<p>特別職及び一般職に係る人件費の明細を示したものとなっております。</p> <p>131ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、債務負担に関する調書です。債務負担に関する調書は、債務負担行為を設定しております24の事業について、前年度末までの支出見込額及び当該年度以降の支出予定額及びその財源を示したものです。</p> <p>135ページ、それから136ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、地方債に関する調書です。地方債に関する調書は、地方債の借入れと償還に伴う増減見込額及び年度末現在高見込額を示したものです。</p> <p>137ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、地方消費税交付金の充当に関する資料です。地方消費税交付金のうち、社会保障財源分として見込んだ分の充当事業に係る経費及び財源の状況を示したものです。</p> <p>最後に、139ページ以降の当初予算の主な内容は、予算案審議の参考としていただくため、ただいまご説明した内容のほか主要な経費等の個別説明を掲載したものとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p style="text-align: right;">(吉村敏文委員入場)</p>
西館委員長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>なお、委員会の質疑の際には議席番号は不要となります。質疑の際は「はい、委員長。誰々」と名字を名のり、ボタンを押してください。</p> <p>それでは、歳入、第1款町税から12款交通安全対策特別交付金までの質疑を受けます。</p> <p>一般会計予算に関する説明書5ページから11ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>私は、1款町税のところについて質問させていただきます。</p> <p>コロナの影響を受けていると言いながら、税込個人分は4,300万円の減、法人が1,700万円落ちています。それから、固定資産税が2,900万円とこうなっているんですけども、この固定資産もコロナの影響を受けているのか、この辺、固定資産まで影響があるのかなという思いがあるので、そのところをひとつ説明をしていただきたいと思います。</p> <p>それから、11ページの地方交付税のところですけども、震災復興特別交付</p>

	<p>税が1, 139万円という金額になっていますけれども、思ったより少ないなどというような、もっと事業をやらないから、計画しないから、この額というのは適正な額なのかなという、ちょっと思いがありますので、このところを説明いただきたいと思います。</p> <p>取りあえず、そこの部分だけお願いします。</p>
西館委員長	<p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>平野委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>それでは、最初に町税の部分の町民税個人分につきましては、平野委員のおっしゃるとおり前年度比4, 302万円ほど減収になっております。今回積算をするに当たって考慮した部分につきましては、所得割額が一般の今現在確定申告等で申告されるものに基づいて賦課する形になりますけれども、税制上所得区分につきましては給料所得、営業所得、農業所得、その他の所得という4分割でくられております。実際にコロナの影響の部分についてはどの程度あるかという部分を積算するに当たっては、町ではそれを基にする指標がないことから、給料所得者につきましては令和3年度地方財政収支の仮試算というのを総務省で10月頃に出されていたものを参考にいたしました。その中では、地方税につきましてはマイナス6.8%の減収見込みという数字を出しておりましたので、それを基にして前年度に対してマイナス6.8%の減収分という形で見ております。また、営業等所得につきましては、営業所得の中には漁業とか自営業とかいろいろ入ってきますけれども、コロナの関係で今年度減免申請とかいろいろ相談等あったもの等を考慮したときに、おおよそ20%程度減収が見込まれるのかなという予想を立てて積算をしました。また、農業所得におきましては、前年度、令和元年中の野菜の価格下落がありましたけれども、令和2年度につきましては、農家とか農協等とお話をしている中では価格は令和元年度に比べて令和2年度につきましてはある程度回復してきたという情報を得ながら、ただし、米の価格につきましては外食米の引きが弱かったということで若干下がったというものを見ながら、税務課では大体平成30年度並みの所得を確保できるのかなという予測を立てて積算をしました。その中で、先ほどお話ししたように、積算の結果トータルで、個人分につきましては4, 300万円ほどの前年度比減という形になります。</p> <p>続きまして、法人分につきましては、基本的には所得割につきましてはコロナの影響を受けた部分も考慮した形での積算はさせていただいております。ただし、所得割につきましては、実は令和元年10月1日以降に所得割の率が変更に</p>

	<p>なっております。所得割につきましては、9.7%だったものが改正後6%ということで、令和2年度中につきましては、全体の半分くらいがこれで減収になっておりましたけれども、令和3年度につきましてはほぼ6%の率が適用されますので、その部分の減少分ということで1,777万8,000円ほどの減収の見込みを立てているところであります。</p> <p>続きまして、固定資産税になります。固定資産税につきましては、2,962万2,000円ほどの前年度に比べて減収という形で、こちらについてはコロナの影響ではなくて3年に1度の評価替えにおいて家屋、償却資産等が、減価償却分ですね、減収するという見込みになっておりますので、評価替えの年につきましては3年に1度ですけれども、やはり3年に1度税額が減って、次の年にまた新築家屋等を含めながら増えていくという形の波をつくっているものになっておりますので、そういう部分での減収ということで理解をしていただけるようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>私からは、11ページの地方交付税、そのうち震災復興特別交付税、予算計上額1,139万円についてご質問がございましたので答弁させていただきます。</p> <p>ご質問の趣旨としましては、この1,139万円ですが、要は少ないと。事業を行っていないから少ないのではなかろうかというご指摘でございました。この震災復興特別交付税は、もちろん東日本大震災に関連して創設されました特別交付税でありまして、この震災復興にひもづけられた経費についてその一部について特別交付税措置されたものでございました。近年ですと、金額が徐々に減ってきておりまして、令和3年度ですと1,100万円ですが、令和元年度決算ですと3,000万円という感じで金額が段階的に縮小しております。その理由を申しますと、この対象になる経費及び事業が年度ごとに縮小する傾向にあります。将来的な震災復興特交の廃止に向けてのことかなと理解しております。令和元年度に3,000万円くらいありましたその内訳と申しますと、町で建設いたしました災害公営住宅の家賃を低廉化する分の経費補填として見込んでいた部分と、あと東日本大震災に関連した固定資産税減免分の補填としてという経費で、主にですけれども、その分で令和元年度ですと3,000万円交付を受けております。ちなみに、今年度についてまだ金額は交付決定になっておりませんので定かではありません。ただし、令和3年度になりますと災害公営住宅の家賃低廉に係る財源補填の分が廃止となり、補填がされませんので、税務課の固定資産税</p>

西館委員長	<p>の東日本大震災に関連した固定資産税の減収分しか補填されないということになります。ついては、これ以外に対象経費というのが今認められない状況になりますので、引き続きこの金額は段階的縮小に向かっていくものでございます。</p> <p>以上です。</p>
平野敏彦委員	<p>平野委員。</p> <p>町民税については、課長の説明で所得割の4段階、積算根拠、なるほどなど理解をしました。固定資産については、評価替えということで。ただ、その全てが下がるわけでは私はないんじゃないかと、新築住宅もあるわけですから。その辺の新築住宅の見込というのは大体どのくらい見ているのか、ここ1点だけお知らせいただきたいと思います。</p> <p>それから、11ページの地方交付税のところですけども、今の財政課長の説明ですと、このままいけばほとんどもう金額的に交付を受けられなくなるのかなという思いがしています。これまでは、公営住宅の家賃、それから固定資産の減免に充当されてきたということですけども、令和3年については固定資産税の減収分のみということになれば、例えばこの1,130万円の額が、減収分が500万円になった場合は、この差額というのは国に返還することになるのか。この辺をひとつ説明いただきたいと思います。</p>
西館委員長	<p>税務課長。</p>
税務課長 (福田輝雄君)	<p>新築棟数については、ここ数年大体約200棟前後くらいに推移しておりますので、当初予算におきましても200棟を見込んでおります。</p>
西館委員長	<p>以上です。</p>
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>財政管財課長。</p> <p>固定資産税減収と、震災復興特別交付税に差額が出た場合返さなければならないのかというご質問でございました。</p> <p>この震災復興特別交付税については、税務課から東日本大震災に関連した固定資産分の減収というものの金額を確定……、あらかじめ照会してから、その数値を繰り上げて、その減収分として補填していただいているものですから、その減収分について過不足がないような感じで補填を受けるものと考えております。つまり減収分が、減免が減ると、震災復興特別交付税も減るといような感じです。</p>

<p>西館委員長</p>	<p>総額としては、プラス・マイナス・ゼロになろうかなという感覚で認識しております。</p> <p>以上です。</p> <p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>結局この予算を見ているわけですから、使途がこういう形で限定されてしまっているというのが、もっと、東日本大震災に関わる部分のいろいろな意味での復興関係にも充当できる幅が本当にもうないのか。例えば、漁業者とかそういう、船とか漁具とかそういうものでも復興関連で充当できる方法がないのかも検討してみたらどうかと思いますので。今のままですと、税の関係であまり国から来ても町で受ける恩恵というのは本当になんじやないかなと思いますので、この辺、使途の限定、使途の幅を見つけて、有効に活用できるような方法を検討してもらえればいいと思います。</p>
<p>西館委員長</p>	<p>財政管財課長。</p>
<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>確かに、平野委員のおっしゃるように、こちら数値を上げたいなど、そういうことが可能であればやりたいなと思います。が、しかしですね、東日本大震災、この復興に関する予算については年々縮小傾向にありまして、国からも特別交付税で措置される経費というのは年々絞って数値を紹介しているようなことでしたので、たとえそのような復興関連としてこちらが手広く押さえたとしても、現状ですと今国が数値として上げることができるのはこの固定資産税の減収補填分のみといったような状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>西館委員長 (委員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>
<p>西館委員長</p>	<p>なしと認め、第1款から12款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第13款分担金及び負担金から第16款県支出金までの質疑を受けます。</p> <p>説明書12ページから22ページです。</p> <p>質疑ありませんか。平野委員。</p>

※なしの声※



平野敏彦委員	<p>私は、12、13ページにわたって質問をさせていただきます。</p> <p>分担金、負担金の教育費負担金ですけれども、給食費の無料化によって材料費が約1億2,000万円充当されておりますけれども、これを見ますと本当にその分が本来の収入が入ってくるのが入っていないわけです。これが無償化による影響でありますけれども。それを見ても、この13ページのところにある滞納繰越分、小学校10万円、中学校10万円とあります。実際には、額が幾らなのか、これをお知らせいただきたいと思います。</p> <p>それから……、まず、ここ1点、お願いします。</p>
西館委員長	学務課長。
学務課長 (柏崎和紀君)	<p>それではお答えいたします。</p> <p>本年の2月末現在のところで、小学校の分が74万円程度、中学校で121万円程度残っている形になります。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	平野委員。
平野敏彦委員	<p>給食無料化にして何年かたっているわけですけれども、それでも回収されないというのは何か特別な事情があるのかどうか。トータル的に200万円になるわけですけれども。例えば、独り親家庭とか、いろいろな家庭の事情があるにしても、国の補助制度を使って低所得者については補助活用すればそういうものは救われているわけです、今現在もね。要保護者、準要ですか、その補助金で使われているわけで。この滞納している人というのは、ある程度生活の収入がある人が滞納しているんじゃないですか。この中身をもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。</p>
西館委員長	学務課長。
学務課長 (柏崎和紀君)	<p>お答えいたします。この方々、確かに準要保護では2分の1給食費補助されておりますがその残りであったり、あるいは当時は収入等があったんですが、今調べてみると、今後不納欠損等の処分等をする想定もしておりますが、今現在生保であったりとかですね、転居して居所不明の世帯が4世帯、6人分あったりということで推移をしているところです。基本的に、収入のある方からは一応分納ではあります但し、あとは児童扶養手当から直接出た月に引かせていただく</p>

西館委員長	<p>といった手続はしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
平野敏彦委員	<p>平野委員。</p> <p>転居もある、それから分納者もある、小学校は何件で、中学校は何件。私は、今課長が言ったようにそれなりの生活状況が厳しい人については国でも2分の1の補助で救済しているわけですから、本当に滞納、今まで納められないというのは、全部が負担をして、全父兄が負担をして納められないというのも分かりま すけれども、今はもう無償で納めることはないわけですから。小学校何件で、ど ういうふうな、もう少し詳しく教えてください。中学校は何件でどうだというの、 お願いします。</p>
西館委員長	<p>学務課長。</p>
学務課長 (柏崎和紀君)	<p>お答えいたします。</p> <p>実際のところ、小学校と中学校と継続してありますので、具体的な今現在、ど っちにどっちということではなくて、28世帯43人分が滞納ということになっ ております。小学校と中学校と兼ねている世帯もありますので、小学校何世帯と いう形では今ちょっと、資料は持ち合わせておりません。後刻、分かる範囲で委 員にご報告したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	<p>ほかに質疑ございませんか。佐々木 勝委員。</p>
佐々木 勝委員	<p>14ページ、14款ですね。町営住宅使用料延滞繰越分という276万7,0 00円あるんですが、あと15ページの町税督促手数料115万6,000円、 それともう一点……、この町営住宅の延滞分なんですが、これ繰越しということ なんですけれども、昨年幾らで、繰越しの分になって今年幾らの予定というか、 この金額だと思うんですが、昨年幾らで、その督促というか延滞の徴収といいま すか、支払いといいますか、そういったあれはどうなっているか、町税の督促含 めてお知らせ願いたいんですが。</p>
西館委員長	<p>地域整備課長。</p>

<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>昨年度の実績という形になりますと、現年ですと165万円ほどの、令和元年度になります。滞納繰越分になりますと、1,138万6,000円程度になっております。滞納者といましては、現年は20人、滞納繰越分に関しては21人という令和元年度の実績になっております。</p> <p>徴収するためのいろいろな手法という形になりますけれども、基本的に現年に関しては毎月の督促及び定期的な催告を行っております。遅れるようなことがありましたら、電話もしくは訪問等のことで支払いをお願いしている形になっております。滞納者に関して見ますと、過去3年間同じ方が滞納しているのがほとんどでございますので、過去3年間の納付状況、分納している方もありますので、それを分析した上で、今度その分析を基にケースごとに分けまして、それで分納するためのいろいろなご相談等をさせていただいております。こちらに関しても、同じく納付計画書というのを作成して、それに合わせて納付してもらうような形を取っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>西館委員長</p>	<p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>それでは、督促手数料についてご説明いたします。</p> <p>督促手数料につきましては、それぞれの税の納期限を超えた方々に対して20日を過ぎた時期に郵送で督促状をお送りして、その部分で200円を加算して納めてもらう形にしております。</p> <p>すみません、実質的についてはちょっと、今手持ち資料がなかったんですが、前年度につきましては当初予算で117万6,000円、令和元年度につきましては127万3,000円を一応見込んで予算計上をさせていただいているところになっております。</p> <p>また、延滞金の対応という形だったと思いますが、町では町税等の滞納整理計画という形で、1年間どういう形で対応していくかというものをつくっております。その中では、先ほど言った督促状が発送された時点で、滞納整理を始める形になっておりますので、例えば、前年度の滞納の方につきましては6月頃に催告書、全体の滞納分がある方については7月にお送りするとか、大体四半期に1回ですね、何らかの形でそういう方々に対して区分けをしながら催告書を送って、その催告書に反応がなかった方についてはある程度時期をもって、最終通告的なものをお出ししております。最終通告におきましては、要は差押え等々の対応を行いますよという形でしてございまして、それを受けて預貯金の差押えまたは県の滞納整理機構に移管をして給料の差押えとか、そういう形で進めているところに</p>

西館委員長	<p>なっております。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>すみません、先ほど答弁した部分、訂正させていただきます。</p> <p>現年の分を165万1,000円とお伝えしましたが、申し訳ございません、間違っておりました。195万9,000円になります。その部分、訂正をお願いいたします。</p> <p>以上になります。</p>
西館委員長	佐々木委員。
佐々木 勝委員	<p>この最終的な督促をして、大体解消されているのかどうか。この年度、年度でいくと、この数字だと思うんですが、それが累積ささっていく場合があるのではないかなと思うんですが。そういう場合、余計回収しにくくなると思うんですが、その辺、相手方との交渉、差押え云々と言いますけれども無理やりはできないと思うんですよ、実際の話ね。実際、言い方もすごく厳しいというか、考え方もいろいろしなきゃいけないと思うんですが、その辺でやっぱり、契約、契約という、町民も住む権利もありますから、その辺、私もあまり強く言えないのは十分分かるんですが、幾らかでも、これもちりも積もれば山となりますから、また町の財産でもありますし、その辺幾らかでも分割といいながらも払っていってもらえる人もいると思うんですが、何というかうまく言えないんですけども、その辺今後、やっぱり少しずつ払ってもらえるように、これが増えていかないようにやっていってもらえればと思います。</p>
西館委員長	税務課長。
<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>滞納整理につきましては、やはり私たちもいろいろな部分で、どういう形で進めていけばいいのかなという模索をしながらしているところが一番あります。税につきましては、平等で賦課しながら公平に収納をしていくということが原則になっているかと思います。ただし、先ほど言った、実際に今現在納めることができない方々、やっぱりいらっしゃると思います。そういう方につきましては、私たちは分納という形で、例えばこちらから提示する場合がありますが、今の現状の生活状況を確認した上で、月、例えば収入がある方であれば幾らくらいであれ</p>

	<p>ば納められるかとかですね、あとは年金収入であれば2か月に一遍、年金が入ったときに幾らだったら納められますかという形の対応はしております。ただし、相手方の金額にそのままのっかってしまうと、先ほどお話あったみたいに毎年賦課税額がかかる方についてはかかりますので、結局少なくとも1年以上はペイできる形の金額を提示していただきながら、こちらも提示しながらやっていかないと増える一方になっていきますので、その部分は協議をしながらやっているところがありますし、また延滞金が納付がなければどんどん積み重なっていきますので、一応本税を減らす形にしながら減らして延滞金を増やさない、トータル金額が増えないような形で、お話をしながら対応しているというところになります。あと、本当に納めることが困難な方については、やはりそういう督促状なり出る前にご相談をいただきたいという話はさせていただいておりますし、やはり先ほど言った処分対象になる方々につきましては、いろいろな通知、電話連絡をしても反応がない方というのはやはりそういう形で厳しい処分をしていかなければならないということで対応しております。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (泉山裕一君)	<p>委員おっしゃるとおり、細かいものでもだんだんたまっていけばそれなりの金額になってきています。町営住宅の滞納額も1,000万円を超えているというのは、多分そういうものの繰り返しだと思って認識しております。確かに、現在のところ、今令和元年から2年度の状況を見ても、なかなか滞納率が増、前に平成30年、令和元年を比べた場合はマイナス3.3の減でしたけれども、令和元年、2年に関しては0.8の減になっています。また、プラス傾向の増に入っておりませんが、数字的にも少し頑張りながらも、取れるところは一生懸命取っていきたいと思います。今やっている手法というのは、私もそれほど間違っておりません。できるだけ、コミュニケーションを取って決まった日にちのときに、決まった曜日、日にちにお金を振り込んでもらうのをしっかり監視していきながら、遅れているようであれば声がけをしながら、取りに行くなりなどの対応を今後も根強く続けていきたいと思っています。</p> <p>以上になります。</p>
西館委員長	佐々木委員。
佐々木 勝委員	そうですね、いろいろ苦しいというか、今のコロナ禍においてもいろいろ立場

	<p>上苦しい部分があると思うんですが、少しでもゼロに近くなるように努力していたいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長 (委員席)	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館委員長	<p>なしと認め、第13款から第16款までの質疑を終わります。</p> <p>ここで15分間、4時25分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 4時09分)</p>
西館委員長	<p>休憩を取り消し、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 4時26分)</p>
西館委員長  (委員席)	<p>次に、第17款財産収入から第22款町債までの質疑を受けます。</p> <p>説明書23ページから31ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館委員長	<p>なしと認め、第17款から第22款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳入の質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第2款総務費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書33ページから57ページです。</p> <p>質疑ございませんか。澤上委員。</p>
澤上 訓委員	<p>澤上です。</p> <p>どこで質問すればいいのか、ちょっと迷ったんですけども、各種補助金の関係なんですけれども、ここでもいいですかね、今の。(「いいです。どうぞ」の声あり)</p> <p>先ほど、一般会計の補正予算で各種関係団体の補助金は実績に応じて減額したりしたという話を聞きましたけれども、この当初予算ではどういう考え方でやっていますか。</p>
西館委員長	<p>財政管財課長。</p>
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>来年度当初予算に計上している各種団体補助金につきましては、繰越金が多いと初めから分かっている団体については一部減額したのもございますけれど</p>

	<p>も、その他のものについては例年どおりの事業が行われるものと想定をいたしまして、いつもどおりの予算の配分をしているところであります。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	澤上 訓委員。
澤上 訓委員	<p>そうすれば、例えばその年に事業が結構行われたよということで実績が出て、それはもう減額されていけば最初からなしということになるということでしょうか。今、どこの団体かはまだあれですけども、その辺のところどうですか。最初から減額しているというところもあるというんですけども、どこなんだか分からないものですから。その辺のところをちょっとお伺いします。</p>
西館委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>減額したり、予算がなかったりしている団体も幾つかあったように思いますが、ちょっと個別の団体については、今日ちょっと全てを述べることはできません。ただし、共通して言えるのは、その繰越金が補助金額を上回る金額だったりして、補助金がなくても、あるいは減額した状態でも、例年どおりの活動費は確保されているという状態でしたので、そのように査定を行っているところであります。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	澤上委員。
澤上 訓委員	<p>分かりました。そうすれば、まず、何でもかんでも皆減額しているというわけではないということで受け取りましたけれども。補助金の関係でもピンからキリまでありますけれども、それぞれ各種団体にはもう全て教えられているのかどうか。それから、それが分からないのかどうか、どの団体がどう減額されているのかというの、それが分かる資料が欲しいということ言えばどうなんでしょうか。</p>
西館委員長	財政管財課長。
財政管財課長	お答えします。

(岡本啓一君)	<p>今、澤上委員ご要望の資料については、作業しないとちょっとできないものですからあれなんですけれども、さほど、10個も20個もあるわけではなかったと記憶しております。ただし、その減額対象となる団体につきましては、その所管課を通じてその会長なりと、その団体とあらかじめ調整をしておくようにとお願いをしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	<p>ほかに質疑ございませんか。馬場委員。</p>
馬場正治委員	<p>馬場です。</p> <p>事項別説明書の40ページ、総務費の第1項総務管理費6目交通安全対策費の中の14節交通安全施設整備工事費284万1,000円、この内容を教えてください。</p>
西館委員長	<p>まちづくり防災課長。</p>
まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>委員の質問にお答えいたします。</p> <p>予算284万1,000円の範囲内で、町内の道路の区画線を引き直しをしたり、それから道路反射鏡、カーブミラー等の修繕を行ったり、また注意喚起の看板等を設置する予定です。数値等は、これからいろいろ精査、現場を見ながら確認をして、数値を確定するところでございます。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	<p>馬場委員。</p>
馬場正治委員	<p>カーブミラーとか看板とかということですがけれども、最近進めている横断歩道周辺のカラー舗装とか、ペンキでのカラー塗装とかという事業は、来年度はやらないわけでしょうか。</p>
西館委員長	<p>まちづくり防災課長。</p>
まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>カラー舗装の関係でございますが、例えば県道につきましては、県民局に依頼して県道を、あるいは道路管理者が行うこととなります。町道の部分につきましては、地域整備課の所管の事業で、予算の範囲内の中で対応することになるうか</p>



西館委員長	<p>とっております。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p>
地域整備課長 (泉山裕一君)	<p>今、安全対策のカラー舗装の話をしております。今年度は確かに実績をつくっておりますが、来年度はちょっと事業の計画が今現在ございませんので、当初予算には計上しておりません。</p> <p>以上になります。</p>
西館委員長	<p>馬場委員。</p>
馬場正治委員	<p>一般質問でも再三、安全対策緊急点検と再発防止策ということで町長に申し上げておりましたけれども、全く新年度にそういった再発防止対策事業が盛り込まれていないというのは誠に遺憾でございますけれども、ぜひ6月補正か何かで予算をつくって、危険箇所の緊急点検、日没後の危険箇所の緊急点検、これもやって、おいらせ町から交通事故の犠牲になる児童生徒が二度と出ないような対策を講じるべきだと私は思います。町長、答弁ありましたらお願いします。</p>
西館委員長	<p>町長。</p>
町長 (成田 隆君)	<p>馬場委員の一般質問のときは、既にこの議案書が内部でもう出来上がっております、そういう部分で改めてご指摘もありました、要望もありましたので、町内全般的に点検した結果、ここ必要だ、ここまだ整備されていないなという部分が多分あると思いますので、それを発見した場合は善処しますので、よろしくお願いします。</p>
西館委員長	<p>ほかに質疑ございませんか。地域整備課長。</p>
地域整備課長 (泉山裕一君)	<p>今回、いろいろちょっと非常に悲しい事故等がございました。3月2日に、産業民生常任委員会がございまして、馬場委員からも同様のご意見をいただいております。今回、そのご意見を基に、3月3日に県民局の担当課に行って、今こういって横断歩道のところのカラー舗装を何とか要望したいということで、当課では取りあえず向こうの課に要望書を提出しておりますので、そこだけご報告させていただきます。</p>

西館委員長	<p>以上になります。</p> <p>次、澤上 勝委員。</p>
澤上 勝委員	<p>43ページ、企画費の委託費の聖火リレーの件でありますけれども、今、強行的にオリンピックをやるようでありますので、多分聖火リレーもこの地で実施されると思いますけれども、具体的な中身がもし、前に説明したよりもっと具体的になっていましたら、説明をお願いいたします。</p> <p>それからもう一つ、46ページ、総務の企画の中の18の負担金の中で、昨日も説明ありましたけれども、まちづくり活動支援事業助成金ということで、これは今年度はシステムが変わって500万円なんですけれども、先ほど私、収入のところでボタンを押したら指名にならなかったの、ちょっと確認をしたいんですけれども、宝くじのやつを1,000万円くらい収入に入れるという確認をしていましたけれども、その収入はどこに入っているのか、その確認を、説明をお願いします。</p>
西館委員長	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、澤上 勝委員のご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>まず、43ページの12節委託料の聖火リレー中継イベント運營業務委託料に関連して、聖火リレーの具体的な中身をということのご質問でございましたが、当町の聖火リレーにつきましては、6月11日金曜日午後3時頃になるんですが、百石高校のグラウンドで出発式を行いまして、百石高校のグラウンドから出発をして木内々小学校までの2.5キロを聖火リレーをしていくというスケジュールで決まっております。ただし、今般のこの新型コロナの関係で、グラウンド内への一般客とか観客、あるいは沿道での応援ということについては、コロナ禍ということもありましてなかなかまだ協議が続いている状況でございますけれども、なかなか一般客の方の入場というのは厳しくなっているなということで、今のところは進んでおります。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>市町村振興宝くじ収益金の歳入のところでございますが、ページで言いますと</p>

西館委員長	<p>29ページ、諸収入雑入の細々節で言いますと上から5番目、新市町村振興助成金956万円、これがそれに該当するものであります。29ページです。諸収入雑入の上から5番目、新市町村振興助成金956万円、これがそれに該当します。</p> <p>澤上委員。</p>
澤上 勝委員	<p>聖火リレーでありますけれども、まだしっかり中身が決まっていないということでもありますけれども、このおいらせ町を走るとき、地元の人はもちろん走るんですけれども、外部から有名人とかなんですけれども、誰か来るのか、それもまだ確定していないということですか。その辺、もしありましたら。</p>
西館委員長	<p>政策推進課長。</p>
政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>聖火ランナーにつきましては、まだどの人が走るということは公表されておりませんし、公表してもいけないということで強く言われておりますので、どの方がというのは言えない状況であります。多分、いわゆるテレビに出ているようなメジャーな方というのは今のところ名簿に入っていないと記憶をしております。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	<p>ほかに質疑ありませんか。平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>ちょっと、収入で聞くの飛ばしてしまったから、委員長いいですか。（「いや……」の声あり）収入はしません。</p> <p>38ページ、文書広報費のところですけども、これは町長から確認したいんですけども、広報が、私、非常に今までカラーも入ってあったんですけども、ページが少なくなってカラー印刷がなくなって、他の広報と比較して非常に伝わる情報、伝わる力が弱っているなど、これは町長がこれでよしとしているのかどうか。私はやはり、これまで県の広報コンクールでも入賞したり、いろいろな実績を高めてきて、まだまだ伸び代があるなと思って期待しておったんですけども、本当にこれだと何十年か前に戻ったのかなという。町長が、広報というのは行政の宣伝媒体の先頭に立って、一番町長は顔が出るわけですから、そういう意味では本当にこれでいいという考えなのか、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。</p>

それから40ページの交通安全対策のところ、さっき3番委員も質問しましたけれども、カーブミラーの設置等についてはどういう形で要請をすれば設置が可能なか教えていただきたいと思います。町内会とかそういう団体からの要望によるものが基本になっているようですけれども、地域的にこの部分というのの要望があったとき、どういう形にすればいいのか。

それから、43ページのところの聖火リレーについては今さっき2番委員が質問していますけれども、全国的に聖火ランナーを辞退する著名人があって、名前がちゃんと公表されているわけですね。当町の場合は、1年前にもこういう計画が示されてしているわけで、私は名簿掲載、そういうのは公表できないというのはなぜかなという思いがするんですよ。しかも、その2.5キロのところ、前にも町長が言ったように440万円もかけて、本当にこの費用対効果があるのかという。グラウンドには人は入れない、沿道でも応援してはならない、これだったら私は、町長のその費用対効果疑問視だったら返上したほうがいいんじゃないかと。1つくらい全国でこういう自治体があってもいいんじゃないかと思えますよ。本当に、何のためのオリンピックを開催するのか。ちょっと私は疑問を感じます。やっぱり、子供たちに夢とか与える、そういうふうな施策がなければ、やっても意味はないと思います。町長の考えとか、それは同じですよ。やめると宣言したらどうですか、今マスコミでぱっと言えればすぐ出てきますから。

それから、次の44ページのところで、町活性化対策費の中で、各委員のまちづくりの支援とか広報魅力アップ推進委員とかって載っています。4人、15人、6人、こういうところに女性の登用、40%とはいかなくてもそれに近い形での登用が可能だと思うんですが、考え方をお知らせ、お聞かせいただけます。

それと、47ページの12節ウェブ会議システム構築委託料85万円、これはこの予算でどういう形でウェブ会議をやるのか、それを説明いただきたいと思います。

それから49ページの、婚活イベント事業で27万円見えていますけれども、これまで婚活イベントでカップル誕生が報告になっていますけれども、その後の結果がどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、51ページの賦課徴収費のところ、eLTAX共同利用料71万3,000円、これの説明をお聞かせいただきたいと思います。

それと、53ページのところの個人番号のカードの914万2,000円取っていますけれども、これまで大体何件で、町の人口の何%くらい行っているのか。それと、これ今個人番号カードが非常にこれから、車の免許証とか保険証とかそういうのが刷り込まれるということですから、具体的に町にどういうスケジュールで来ているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

西館委員長	<p>以上です。</p> <p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>それでは、私から広報のカラーページの増加できないかというお話であります。</p> <p>広報の印刷製本につきましては、ここにありますように828万円ということで、現在毎戸配布ということで大体1万1,300部ほどを見込んで予算計上しております。そのうちの、カラーページは、ご承知のとおり表面と裏面の2面がカラーで、あとは白黒ということで、これは予算的な部分もありまして、カラーページにしますと1ページ当たり6.3円ということで、白黒ですと単色で1.25円ということで、約5倍ほど費用がやはりかかるということもありまして、なかなかカラーページを増やすのは現在のところは難しいのかなということになります。もしやれるとしても、ピンポイント的に重要な部分に関してはカラーのページを何月か増やすということは可能かと思えますけれども、現状の予算の中でできればいいんですが、なかなかその辺、担当もやりくりしておりますが、非常に難しい状況だということで、一応モニターとかの意見を参考にしながら聞いていますけれども、カラーページの必要性はそれほど多くの意見をいただいております。他町村の状況を見ましても、カラーページは確かに広報の大会に出す市町村についてはやはり出すタイミングでカラーのページを増やしたりとかしているということで、毎回のようにカラーのページを増やしているというようなことはないようで、やはり予算の範囲内でカラーページをやって見栄えをよくして、広報のコンクールに応募しているという状況があるということですので、我が町もコンクールに出せるような紙面にするには、やはりそういうことも必要かなと思えますが、今の現状の予算の中でできるだけ情報量を盛り込みながら、カラーページは極力少なくして対応しているというのが現状ですので、もう少しカラーのページ数の増加については待っていただければと思っております。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	まちづくり防災課長。
<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、1点目のカーブミラー、道路反射鏡の設置の考え方でありますが、いろいろな形態がございます。町内会を通じて来る場合、それから地域住民の方から直接ご要望が来る場合、あとホームページ等の町民の声等を通じて来る場合もあ</p>

	<p>ります。要望があった際は、当課で現地を確認をして、交通安全対策上必要かどうかを精査したした上で判断し、設置が必要と思われる場合は設置するようにしております。</p> <p>それから、もう一つが、44ページの各種委員の女性の登用の関係であります。まちづくり防災課所管のところをお答えいたします。まちづくり活動支援事業助成金審査会委員のところでございますが、こちらの報酬対象者は4人ですが、報酬支払われていない方も入れて全部で5名委員がいらっしゃいます。そのうち女性委員は2名ということで、女性の登用率でいいますと40%ということになります。</p> <p>それから、自治推進委員会であります。こちらは全部で6名が委員で、全て報酬対象になりますが、6名中女性委員は2名ということになりますので、女性の登用率でいいますと33%ということになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>西館委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>まず、43ページ、12節委託料の聖火リレー関係に関連してのご質問でございますが、まず有名人については辞退している人の名前とかも公表されているんですが、多分それは有名人なので公表しているのではないかと考えておまして、この聖火リレーの人選等については県の実行委員会でやっております。実行委員会からまだ公表しないようにと指示をされておりますので、そのように対応しているところでございます。</p> <p>また、費用対効果についてもご指摘をいただきました。確かに、443万3,000円という経費をかけて、コロナのせいで見に行けないという状況があって、その費用対効果あるのかというご指摘でございます。私どもとしても、お金をかけてやるからには多くの人たちに見ていただきたいと思っておりますし、あるいは多くの人たちに喜んでもらえるようにということで今作業を進めておりますけれども、現下のこのようなコロナ禍という状況で、なかなかそれも難しい状況もあります。会場内でも人と人の間は1メートル以上間隔を開けなさいなどという具体的な指示も来ておまして、なかなか思うようにいかないところもございまして、これに関しては、大変やっっている側としては悔しい思いをしながらではございますが、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>また、やめると宣言できないかということでのお話もありましたが、町としてはやめるといっているということではございませんので、ご理解いただきたい</p>

	<p>いと思います。</p> <p>それから、44ページの委員報酬に関連いたしまして女性の登用のご指摘がございました。1件1件の審議会等については、多分、何人に対して女性が何人ということであるかと思いますが、トータルでお答えをしたいと思います。令和元年の4月1日現在の町の審議会の女性の登用率でございます。先般の一般質問の中でも答弁をしておりましたが、おいらせ町の登用率は28.7%ということでございます。男女共同参画プランの中では40%を目指すということで目標は立てておりますけれども、まだ大分遠い状況でございます。ただ、委員選任に当たっては、女性の登用ということに努めるようにということで、全課とも、それについては意を用いているものと思っております。</p> <p>それから、47ページのウェブ会議システム構築業務委託料についてでございますが、こちらにつきましては12月定例会におきまして新型コロナウイルス関連の業務ということでウェブ会議システム導入の予算を議決をいただきまして、現在構築を進めているところでございますが、これの令和3年度分の経費といたしまして、ライセンス費あるいは通信回線の費用、あるいは保守料というところで86万円の予算を計上しているところであります。</p> <p>最後に、49ページの婚活イベントのことについてでございます。令和2年度につきましては、新型コロナの関係で、実行委員会でも婚活イベントは実施しておりませんで、この分については補助金は満額支給していないといえますか、申請そのものがない状況でございましたが、令和元年度の実績といたしましては、婚活実行委員会が4回イベントを実施しておりまして、4回で14組のカップルが誕生しているという実績が上がっております。ただ、その後、そのカップルが結婚に結びついたかどうかというところまでは、やはりこれまでも同じような答弁をしてきているかと思いますが、プライバシーの関係等もございまして、その後の追跡というのはできていない状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	税務課長。
税務課長 (福田輝雄君)	<p>私からは、51ページの2款3項2目の13節のe L T A X共同利用料の71万3,000円についてご説明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税のポータルシステムの利用料になります。こちらにつきましては、税務課で専用回線を用いて、法人住民税等の電子申告を受け取ったり、あと年金特徴で入金されるデータを取得する、または共通納税と言われまして、こちらを介して納税される方</p>

西館委員長	<p>のサービスを活用しているものになります。</p> <p>以上です。</p> <p>町民課長。</p>
町民課長 (澤頭則光君)	<p>平野委員の質問にお答えします。</p> <p>私は53ページ、マイナンバーカード個人番号等の関連事務費ということで質問が上がっております。</p> <p>まず、マイナンバーカードの交付件数等になりますが、令和3年2月末現在で5,428枚となっております、人口約25,000人に対してはその取得率は21.4%となっております。全国平均等を比べても、若干低いと思われませんが、遜色ない状況です。</p> <p>毎回、ちょっとお話ししているんですけども、今年度当初毎月100件程度で見込んでおりましたが、今現在二百二、三十枚程度で交付が進んでおりますので、取得率がかなり進んできたかなと思っております。あと、このペースでいけば、六、七年はかかるかもしれませんが、全町民が取得するようなペースで進んでいる状況です。</p> <p>加えまして、マイナンバーカード、こんないろいろなサービスがついてくるのかどうかというお話です。私のほうでちょっと確認している部分になりますが、今年もう既に3月1日からになりますが、健康保険証として利用できることになっております。こちらの手続ですが、もう既にマイナンバーカードを持っている方については、お持ちのスマートフォン、パソコンでマイナポータルというアプリケーションソフトがありますが、そちらに入っていいただければ、個人で簡単に手続ができることになっております。そういうパソコン等がない方については、本庁舎のロビーにパソコンを1台設置しておりますので、そちららを活用していただければ、町民課の職員などが設定支援をしておりますので、お知らせ申し上げます。</p> <p>あと、その他、マイナンバーカードその他のサービスの情報、免許証とかというお話がありましたが、実はそういうお話はまだ一切来ておりません。その他の情報は来ていないので、そういう状況になっております。</p> <p>以上になります。</p>
西館委員長	町長。
町長	平野委員から名指しされたのでお答えします。



(成田 隆君)

まずもって、広報ですけれども、広報の担当者は大変一生懸命動いていて、私に聞こえてくる、あるいは報告ですと、大変好評だよと喜んでもらっているし、褒められているという話しか聞こえてこないの、私は安心して、いい広報なんだなと思っていましたけれども。今、平野委員はもう少しいろいろな部分で幅広く宣伝なりお知らせなり、町長のコメントも載せろというご意見ですけれども、町の広報使って私の宣伝にもなるようなことはされないと思っていますので、その辺はご了承いただきたいと思います。先ほど、総務課長の答弁にもありましたように、そんなに悪評はないと私は認識しておるので、別に指示もしないし、ただ褒めているし、一生懸命頑張っているなということで納得しておりました。

そしてまた、聖火リレーに関しましては、町のスポーツ協会の会長からそういう温かいコメントが出ると私は思っていなくて、実は、本当に町で主催しているのかなというくらい規制かけられているなと思っています。コースにしる、人員にしる、今の、そして人数制限があったので、舞台もじゃあ要らない、安くするべしと言ったら、それはやめて必ず舞台は作れとかですね、そういう部分で我々の意思は何も通っていないので、本当にやけになればそれでも我々町でやらなければならないのかなというくらい規制されております。ですから、先ほど選手の名前を出せって言っても出すなよっていう指示があるものでどうすればいいか、今議会からは要望があるんですけども、一応国策でやるという部分で、国、県の指示に従わざるを得ないのかなと思って我慢しております。本当に、職員の人たち一生懸命頑張っている中において、私なりスポーツ協会の会長が、じゃあおいらせ町全国で初で返上しましょうとなると職員が困ると思うんですね。これは、何とか我慢して敢行させてくださるよう、私からお願いしておきます。

それから、婚活、これも私も気になって、ペア、カップルが決まりますと記念品贈呈で必ず呼ばれて手渡しするもので、その都度気になっているんですけども、先ほど課長が答弁したようになかなか情報は入ってきません。ですから、個人情報もあるでしょうけれども、成就していないのではないかなと、その確率のほうが高いんでないかなと自分なりに判断しております。

そしてまた、いろいろな附属機関の女性の登用ですね、そういう部分もいろいろな部分で自分なりに考えています。また、今、教育委員の任期も来るそうです。これは、女性男性関係なく選考しておりますけれども、もし適任者があるのであれば、女性のほうが人数的に少ないから、1人くらい、あと1人挟んでもいいのかなという認識はしておりますので、今人選中でありますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

以上、私の考えをお知らせしました。

西館委員長	平野委員。
平野敏彦委員	<p>広報については、私は評価しているわけじゃないんですよ。悪いとは言っていないですよ。ただ、やっぱり職員の、広報コンクールとかそういうのもあるわけですから、仕事をして、そういうのを目標に意欲を持って仕事をできる条件を整備してほしいということ。ですから町長の判断で、いろいろな意味で予算的な部分は上積みできるわけですから、やっぱりその辺を、内容的な部分というのは見た人がどう感じるかですからいいんですけれども、やっぱり他の、私は、今の広報の配布の方法も予算に縛られて、図書館に行っても何部しか、今もないときもあるんですよ。例えば、三沢の場合は、前にも言っているんですけれども、温泉とかそういうところに50部くらいずっと置いているんですよ。私行けばいつももらってきて、町の広報にも三沢はこうだよって渡していますけれども。それ見れば、ほとんど表面カラーですよ。やっぱり、その辺を見れば職員も広報コンクールでぜひ入選したいとか、そういう意欲が湧いてくると思うので、その辺も町長、ちょっと考えて、ここの分ならここ、この行事があるときはカラーを使えとか、そういう範囲を何回か、チャンスを与えてやってもらったらと思います。ぜひ、検討してください。</p> <p>それから、カーブミラーについては、引き続き、こういう形で進めれば、担当課で現地を確認し、判断するというので了解をしました。ありがとうございます。</p> <p>聖火ランナーの部分については、人選は県が選考して公表しないということで、6月17日にスタートするわけですから、公表されたら、例えば1年ずれているわけですから、メンバーがいない人もあるんじゃないですか、確認していますか。私は、本当に、町長の思い、じくじたる思いというのも私分かりますよ。何のための聖火をやるんだっていうね。やっぱり、物を言うのは言うべきだと思いますよ、私はね。やっぱり開催、主管する町ですから。去年選考されているのはそのままになっているのか、県から何も連絡ないのか、ここもう一つ、ちょっと聞かせてほしいと思います。</p> <p>あと、44ページ等については、それなりに意を酌んでもらえるということで理解をしておきたいと思います。</p> <p>それから、ウェブ会議システムについては、今保守料だということですが、このウェブ会議は、そうすると何回かやっておりますか。12月で導入するというので議会で説明していますから、何回か開催をしたのかどうか。利用したのかどうか、それをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それと、婚活イベントについては、やっぱり14組までは報告されておりますけれども、その後追跡がなされていないと。私はこれで本当にいいのかなと、町</p>

	<p>の金を出しているわけですから。やっぱり、確認をすべきだと私は思うんですけども。名前とかそういうのは別にしても、参加者とかそういうのは全部把握しているわけですから、私はこのくらいはやっておくべきではないかなと思いますよ。去年はコロナで開催されない、今年また予算取ってやるわけですけども。やっぱり、この辺はちょっと、事務方、私は手ぬるいなという思いがしますので、ひとつ考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから、51ページの税の関係は理解をしました。ありがとうございます。</p> <p>個人番号カードの53ページのところについては、保険証が3月5日からもう使えると。私もやろうとしたけれどもできませんでした。ぜひ、私にご指導いただいて、まず、議会で一番先にやりたいと思います。よろしくご指導ください。お願いします。</p> <p>それと、マスコミ等によれば、病院の診察券も併用できると。それから、免許証も今度それで通用するということが言われていますけれども、やっぱりそういう利便性があるものを、町民にどういう形でPRして、今もって21.4%ですよ。このカードがもっと普及していれば、コロナの接種でも様々な部分でもっともって効率よく接種券の整理とかそういうのが可能だと思うんですけども。これは、力を入れて、拡大をしてほしいと思います。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>まず、聖火ランナーのメンバーの件でございます。確かに、ご指摘のとおり昨年から1年間丸々ずれるということになって、メンバーが残っているかということのご質問でございましたが、大変申し訳ありませんが、聖火ランナーの選考等、選考過程も含めてですね、町は全く関与していない関係で、昨年のランナーと今年のランナーが同じなのかどうか、それに関しましても分からない状況でございます。今、報道では、昨年から辞退したランナーはいないと報道されているということでございます。</p> <p>それから、ウェブ会議システムにつきましては、何回かやっているかというご質問でございますけれども、ただいま準備をしているところでございまして、来週職員向けに使い方の研修会をスタートさせて、その後に正式に使っていくということで、今準備を進めているところでございます。</p> <p>それから、婚活イベントのその後の追跡ということでご指摘がありました。これにつきましては、町からも実行委員会に対して補助金を出しておりますけれど</p>

	<p>も、一応参加者も自分で参加料を払って参加しているということをご理解をいただきたいと思います。追跡につきましては、先ほど答弁いたしましたように、本人のプライバシーの部分もありますのでなかなか難しいところもありますが、何とか確認できる方法をちょっと考えながら進めていきたいかなと思っておりません。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	町民課長。
町民課長 (澤頭則光君)	<p>平野委員の質問にお答えいたします。</p> <p>マイナンバーカードにつきましては、確かにいろいろなサービスに使えるとなっておりますので、情報が入り次第、周知に努めたいと思っております。また、現在の健康保険制度で活用できるという部分についても、もう少し普及率が上がったという内部的には考えもありますが、こういうことで使えるということで案内することによって普及率が上がるということも考えられますので、広報を使って、まず取組を進めていきたいなと思っております。また、ちょっと内部で話をしているのは、国民健康保険証、1年、2年で年度更新いたします。その際に、PRとして健康保険証でも使えるので作ってくださいよということでPR、案内できることもありますので、そういう取組をしながら、広報活動を進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
西館委員長  (委員席)	<p>ここでお願いがあります。注意ということで、定足数を欠くおそれがありますので、委員会条例第14条の規定によって皆さんに退席しないようご協力をお願いいたします。</p> <p>それから、先ほど、平野委員がいないとき皆さんにお知らせしたんですが、本委員会の審議、6時終了ということでめどにしていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p>
西館委員長	<p>なしと認め、第1款から第2款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第3款民生費から第4款衛生費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書57ページから76ページです。</p> <p>質疑ございませんか。平野委員。</p>
平野敏彦委員	私は、衛生費のごみ箱の設置の件についてお伺いします。

\*\*\*なしの声\*\*\*

	<p>今現在、1基6万円で2分の1上限補助があります。この6万円で、今うちの町内で、相当古くなって傷んでおりますから更新しようとしたら、6万円では作ってくれるところはありません。最低でも7万円以上です。消費税もあるし。そして、資材が高騰しているということもあって。ぜひ、この補助制度を見直しをしていただきたいと。結局、3万円ですと、七万六千、七千円になれば、町内会で1基4万円、5万円近い負担が出てくるわけです。年間予算でいけば10基も作れないですよ。40か所以上あるものがそうすると、もう、4年も5年もかかってしまうんですよ。やっぱりこの基準は、ちゃんと見直しをして、最低でも町内会で1年10基以上は、例えば10から15が更新できるようにしていかないと、常に傷んで傷んで、次、次と回っていくと思いますよ。この辺、見直しの考えがないかどうか、これ、お聞かせいただきたいと思います。</p>
西館委員長	町民課長。
町民課長 (澤頭則光君)	<p>平野委員の質問に答えたいと思います。</p> <p>ページは71ページ、衛生費のごみ箱設置費補助金になります。こちらは、町内会等でごみ箱を設置する際にその費用の2分の1を負担するというものになっておりまして、先ほど平野委員からお話ししたとおり上限が新規購入の場合は6万円でその半額の3万円まで助成するという内容になっておるものです。ちょっと内容として補助制度、上限額の見直しを行ってほしいという内容として捉えていました。実は、各町内会から毎年こちらの助成をしてほしいということで補助金の申請が上がってきております。それを、ちょっと中身を確認していくと、確かに購入する相手方業者さんによって多少購入費用のばらつきがあります。なので、ちょっとその状況を再確認しなければならないんですけれども、とある町内会さんではその予算の範囲内、6万円の範囲内で購入しているという部分もあります。なので、今現在すぐ変更していくということはちょっと考えておりません。なので、もし可能であればこちらでそういう取扱業者さんをお知らせするなどして、相見積りを取っていただくなどして、対応をしていただくことをご提案差し上げて、答弁いたします。</p> <p>以上です。</p>
西館委員長	平野委員。
平野敏彦委員	<p>課長の言う6万円のごみ箱というのは、規格がよく分かりませんが、やはり町内会の設置する場所によって、世帯数が20なり何ぼの範囲になります</p>

	<p>と、うちのほうの場合ですと十五、六。燃えるごみとかいうのは、袋いっぱい詰めてきて、満杯になるんですよ。でも、課長の言う6万円のサイズはどうか分かりませんが、今、一川目で使っているのは2メートルですよ。高さが160近い高さがある。八戸の場合ですと上からふたを開けて、うちのほうは両開きになっています。なぜかという、高齢者世帯の人が入れられないんですよ、上から、ごみ袋持って。だから、観音開きにして作っているわけですが、それでも、そうすれば、とても今のような形で、課長から後で確認しますが、作れないということですよ、うちのほうは。うちのほうの業者、私も二、三件当たりましたけれども。とても6万円の単価で、原材料にも当たらないと。カラス対策とか様々なのを講じないと駄目なんですよ。だから、そういうのを見れば、本当に、可能だつてなるんだつたら、私はごみ箱見てみたいですよ。八戸にも行って見ましたよ。三沢も見てみましたよ。やはり、地域に合ったサイズ、収納するスペース、それからカラス対策、猫とかそういうのの対策、そういうのをちゃんと講じなければ、ただメッシュの金網でぱつと作ればいいというものじゃないと思いますよ。その辺は、本当に6万円で、全町これで対応できると思いますか。私はちょっと不可能かと思いますが、町長どう思いますか。私、とてもじゃないけれども、町長の決断でないと、まずこれなんかはできないと思いますよ。</p>
<p>西館委員長</p>	<p>町長。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>今、聞いて、実は私の集落でもこの間新しいのが設置されて、便利になった、狭くなるとごみが増えて、こうして新しいの設置するんだなという気がしておりますけれども、それはまだ担当課長からも聞いていないし、町内会で作ったのかあるいはまた町の助成でできたのか分かりませんが、今平野委員が言ったような大きいものではないと思っています、測ってはみていないけれども。ただ、あれ見ればそんなに高そうには見えないと、自分なりにはそう思っていましたけれども。ただ、そういう置かれているのを見ているだけです。今、そういう苦情があるというまで考えていませんでした。だから、もし町内会ごとに自分で作れば作った、うちの町内の場合ですとそうかなという気がしておりますし、また、もしそういう部分で古いのがある、あるいは、ただあまり大きくても駄目だから、そうなる例えば助成制度、このサイズは幾ら幾ら、大きいサイズは幾ら幾らというように区切りをつけるというんですか、幅を持たせなければならなくなると思うので、そういう部分を含めて、恐らく担当課長もそこまでは気がついていないんでないのかなという気がしますので、今のことを提案として承っておきます。その後どうなるかは、また後で、担当課長から返事すると思います。</p>

西館委員長	<p>すので、ご了解ください。</p> <p>平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>結局、置場とかそういうものも全て町内会で場所を確保して、町に迷惑かけないような形でやってきているわけですから、それもひとつ理解をしていただきたいし、特に海岸部については塩害があって、非常にさびが早いんですよ。腐食して傷みやすい。特に、いろいろな形でさび止めをしないと、もう1年たてば溶接したところからさびが上がってきますから、そういうのもあって、他の地域とのもちが違うわけですよ。ですから、そういうのもあるから、とてもその手だてをすれば、この予算ではできないということを私言っているわけですから。町長がそれなりに、これから検討してみるということですから、期待をしておきます。課長から聞いても、私は限界があると思いますのでいいです。</p>
西館委員長	<p>ほかに質疑ございませんが。佐々木委員。</p>
佐々木 勝委員	<p>1点だけ。63ページ、住民対策費の、この前も出ていましたスズメバチ処理ですね。この予算を取っていただいてお礼を申し上げたいという一言です。ありがとうございます。</p>
西館委員長	<p>ほかにありませんか。田中委員。</p>
田中正一委員	<p>今のごみ箱に文句つけるわけじゃないんですけども、うちのほうの町内、1班は1班、それなりの大きさ、このテーブルくらいかな、大きさがあります。ごみ屋さんが来て、もっと大きなのを作ってやったらどうですかと言ったら、ごみ回収、中から取るとき大変だからと、なんもこれで間に合うすけ、大丈夫ですということまで話を伺いました。私も、そういう小さいのであれば役場さお願いして作る気になったんですけども、やっぱり回収業者によっても、なかなか、奥のほうまで手を伸ばして、雨降り、こっちまで手伸ばしてやるっていうのも、これもただでねえっづう話なんですよ。ですから、私はそれなりにですよ、反論するわけじゃないんですけども、町内で何ぼでもわんつかでもこの、皆々町々でなくてやっていっても、私は町内会費で、集めたのでやっていってもらってもそれはいいと思いますよ。何たかた町でなくてもさ、いいと思います。あとは何も要りません。</p>

西館委員長 (委員席)	意見として。ほかに質疑ございませんか。  **なしの声**
西館委員長	なしと認め、第3款から第4款までの質疑を終わります。 ここで、暫時休憩します。  (休憩 午後 5時26分)
西館委員長	休憩を取り消し、会議を再開します。  (再開 午後 5時31分)
西館委員長  (委員席)	次に、第5款労働費から第7款商工費までの質疑を受けます。 説明書77ページから90ページまでです。 質疑ありませんか。  **なしの声**
西館委員長	なしと認め、第5款から7款までの質疑を終わります。 次に、第8款土木費から第9款消防費までの質疑を受けます。 説明書90ページから101ページです。 質疑ありませんか。平野委員。
平野敏彦委員	私は、消防費のところちょっと質問させていただきます。災害対策費のところですけども。 災害対策の場合の避難所の関係なんですけれども、先般、ちょっと質問時間が足りなかったので。震災のときの避難所での配慮、授乳、着替え場所、トイレの数、女性用の対策が当町の場合はどういう形で取られているのか、確認させていただきます。
西館委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (成田光寿君)	ご質問にお答えいたします。 具体的なところまでは、実際に設営してみなければ分からないところもありますが、避難所を開設した場合、まず役場職員が張りつけをいたします。それ以外に、地域の自主防災組織の方々、それからそれ以外に町内会長であったり、地域に関わる方々で避難所運営委員会なるものを設けます。その中には当然女性も参画いたしますので、女性視点のところきちんと配慮しながら環境等整備をしながら避難所運営をするということになります。概略としては、こういう答弁でお願いいたします。  以上です。



西館委員長	平野委員。
平野敏彦委員	<p>いろいろな組織があって、運営委員会を立ち上げるとありますけれども、避難するまでの間合いというのは、特に津波の場合は1時間もないわけで、そうするともうその避難所にはすぐ放送で避難していくわけですよ。特に、こういうコロナ禍の場合は、地元の人が皆行くわけですから、ディスタンス、こういう形ということになれば、避難所は収容し切れません。そしてまた、女性の場合は子連れとか、そういうものの対応をする、そういうものは例えば地域防災組織でも私は容易に対応できないなという気がしますよ。職員が配置になるということですが、職員が来るまでの間が、私はもう一番大事な時間じゃないかなと思っています。ですから、一番近くの職員が避難所に張りつくような体制づくりというのが一番基本じゃないかなと私は思うんですよ。特に、女性の場合は、今結婚したりして町外からそこに住んでいる人が結構あるわけで、そういう人方はいろいろな地域の人顔もよく分からない、そういう人方の輪の中に簡単に入ってこれないというのがありますから、そういう配慮をして、早めに対応していただかないと、もし災害が発生したときは、本当に車とかそういうところでしかも、待機するような形になると思いますよ。今の避難所、うちのほうの場合ですと、本当にこのコロナ禍の場合ですと30人も入れないと思いますよ、私は。3.11のときはもう密集して200人近くも入っていますけれども。そういうの、どういう形で検討しているのかですね。だから、女性も入ると言いますが、委員会に女性も入って、こういう会議とかそういうのはいいんですけども、その緊急対応のとき、本当に今言っているような対応でいいのですか。ほかですとテントとか様々やっていますけれども、うちは全然そういう、これからそういうのは進めていくという考えはないかどうか。</p>
西館委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>様々ちょっとご質問がありましたのでお答えをいたします。</p> <p>まず、災害が発生して、避難所が運営されるまでの流れをちょっとお話ししますと、例えば今、地震とか津波の関係で言いますと、地震が発生しました、津波警報が発令されます。その後すぐ避難所に行くわけではなくて、避難所というのは生活する場所ですね、そこに行くわけではなくて、まずは命を助けるために、自分の命が助かるために、緊急的な避難場所、高台等です。そこにまず逃げることになります。それで、危険がある程度去った後に避難所に移って、そこで一定期間生活することになります。先ほど、平野委員が言った女性の視点が云々かん</p>

	<p>ぬんとありましたが、そちらは一旦危険が回避された後の、生活する場での避難所という形になりますので、そちらは先ほど言ったように避難所運営委員会というのは避難所が開設されたときに関係者でつくることになりますので、そのメンバーの中に女性も入って、女性視点の必要な環境整備等を整えながら、数日間の生活をするために配慮等をするようになります。</p> <p>それから、職員配置につきましても、先般の一般質問にもお答えしたとおり、町の地域防災計画の中で、様々な課でそれぞれの所掌事務を扱うことになっております。避難所の張りつけも当然担当する課も決められておりますので、その課が自分の持ち分の避難所に入って、その職員が対応することになりますので、その辺は計画の中で定めた運用をするということで取決めしておりますので、ご理解をいただくようお願いいたします。</p>
西館委員長	平野委員。
平野敏彦委員	<p>本当に、課長の説明だと対応できませんよ。例えば、冬場の今のような雪が降って除雪もままならないようなときの夜間、その避難場所を指定していますよ、外に。誰が行くんですか。立っているんですか、そこで。しかも夜間、照明もない。昼とかそういうのならまだ分かりますよ。本当にね、真剣に考えているのかなという気がしますよ。うちのほうだって、ちゃんと場所、ここだって指定しているんだけど、そこは他人の畑とかそういうところですよ。公共用地じゃないです。そこに、雪が降ったり、積もったりしたらどうして行きます。しかも高齢者は移動もできない。それから、避難所へ移動するって。避難所に移動する、行ったり来たりする、その冬場の夜間、簡単にできますか。もっといろいろなケースを想定して、そういう災害対策に応じた手だてをすべきだし、例えば奥入瀬川だって河川氾濫の県のあれが出ているんじゃないですか。そこだってどうします、全体的に水が行ったら高齢者移動できますか。もっと、昼の部分の、役場の勤務時間じゃないときの想定をして、示してほしいと思いますよ。冬場、夜間、そういうときにも、今言った避難場所へ移動して、それから避難所へ落ち着いたら避難するってできると思いますか。私はちょっと疑問です。(不規則発言あり)</p>
西館委員長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 5時42分)</p>
西館委員長	<p>休憩を取り消し、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 5時44分)</p>
西館委員長	まちづくり防災課長。

<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>平野委員が納得するような、理解できるようなところはちょっと難しいところがあるかと思っておりますが、当課でも様々なことを考えながら想定して対応、対処なり、やっているところであります。一等最初、女性専用のこともいろいろお話をされていまして。避難所の中で、女性の配慮等大丈夫かっていうこともありましたが、町の防災訓練の中で、男女共同参画の視点ということで、女性専用のスペースとか授乳場所の確保、そういったものを配慮しながら訓練を行っておりますので、そういったものも、現場で生かされる一つの例ということで、認識していただければと思っております。</p> <p>それから、実際地震があつて津波が来る場合の避難の仕方も、警報が出る場合、大津波警報、これは大体5メートル以上とか10メートル以上、大変大きな津波であります。大津波警報の場合と津波警報の場合、津波注意報の場合で、避難所の開設の仕方もそれぞれ分けてございます。先ほど、避難場所に一旦逃げると言いました。避難所という施設ではなくて、屋外の高台に逃げるといった場合は、大津波警報、すぐ高い津波が来る場合は、もうその施設に行かずに高台に行くほうに設定はしてございます。津波警報、3メートル程度の津波警報の場合は、避難所は建物のほうに直接行くように想定はしてございます。その際も、当課から、沿岸部の自主防災組織の会長であったり、あとは町内会に連絡して、それも夜間でもいつでも携帯電話等連絡体制を取っておりますので、連絡の上、そういったことを、避難所の準備、開設ですね、開けるようなものをお願いするように体制は取っているところであります。</p> <p>それから、職員だけでは手に負えるものではございませんので、やはり地域の方々の力を借りながら、災害等乗り越えていかなければいけないと、こういうことでありますので、町のみならず地域の方々と一緒に、災害があったときにそれに対応していくことが必要かと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>西館委員長</p>	<p>町長。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>長々と時間をかけて申し訳ありませんけれども、平野委員にもお願いがあります。と申しますのは、やはり今、どこでも、ホームセンター行っても懐中電灯とか乾電池売っています。あるいは、手で巻く懐中電灯もあります。そしてまた、例えば積雪時だったらそれなりに長靴とか、あるいは防寒着とか、必要最小限、高額なものは行政とかで支援しますけれども、そういう自分で賄える部分であれば自分で用意して、その雪が深いところとか寒いときはそういうふうに対応す</p>

	<p>るぐらいやってほしいし、それなんかで間に合わない部分は行政で応援に走りま すので、そういうことも理解してほしいし、地域に戻ったらそう伝えていただけ ないでしょうか。お願いします。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>物とかそういうのじゃなくて、場所を指定しているんだけど、施設によっ てはその場所が安全な場所ではないということも想定されますよということで。</p>
<p>西館委員長 (委員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。  **なしの声**</p>
<p>西館委員長</p>	<p>なしと認め、第8款から第9款までの質疑を終わります。 先ほど、6時までご協力をお願いしますという段階で、そこまでちょっとで きないよということ言ってくだされば、私なりに5時半なり、それ以前に抑え るつもりでしたけれども、何もないので6時ということでめどで継続いたしま した。(不規則発言あり) お諮りします。 本特別委員会における付託議案審査につきましては、ただいま審査している 議案第29号令和3年度おいらせ町一般会計予算についての歳出第9款までと し、歳出第10款からの審査は明後日12日金曜日に引き続き行いたいと思 いますが、これにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>**なしの声**</p>
<p>西館委員長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本特別委員会の付託議案の審査は、そのように取り扱うことに決 しました。 これで本日の会議を閉じます。 明後日、12日金曜日の予算特別委員会は、引き続き本議場において、午前 10時から付託議案の審査を行います。 本日の予算特別委員会はこれで延会とします。  (延会時刻 午後 5時51分)</p>
<p>事務局長 (赤坂千敏君)</p>	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。</p>